



令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されます

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく、売却も困難であるような場合には、費用や手間をかけてまで登記の申請をする意欲が湧きにくいことが指摘されてきました。

そのため、相続登記の申請を義務化することで、不動産登記簿を見て現在の所有者が直ちに判明しない、いわゆる「所有者不明土地」の発生を予防することが期待されます。

相続登記の申請義務についての主なルールは、次のとおりです。

- A 基本的なルール** 相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。
- B 遺産分割が成立したときの追加的なルール** 遺産分割の話し合いがまとまっ

た場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならぬこととされました。

C 罰則について A・Bともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

地番図および地積測量図閲覧の運用変更について

地番図および地積測量図の閲覧について、次のとおり運用が変更となります。

- 変更内容** ①地番図の閲覧方式 紙地図の閲覧からシステムにより印刷したものものの閲覧に変更します。
- ②交付手数料 1枚につき200円
- 変更日** 6月1日(木)
- 関税務課** Tel 28-8020

土地台帳閲覧サービスの終了について

土地台帳の閲覧について、現行では閲覧に限り提供を行っていましたが、台帳管理の終了に伴い、閲覧サービスの提供を終了します。終了日 6月1日(木)

ヒグマの被害に遭わないために

ヒグマによる人身被害は春と秋に多く発生します。春は山菜採りなどで野山に出かける機会が増えることに加え、ヒグマも冬眠から目覚め、エサを求めて活発に行動するようになります。被害に遭わない一番の方法は、ヒグマに出合わないことです。野山に入るときや家庭からごみを出すときは、次の事項に注意してください。

- 野山に入るとき** 食べ物やごみは必ず持ち帰り。一人では入らない。音を出しながら歩く。事前にヒグマの出没情報を確認する。薄暗いときには行動しない。フンや足跡を見たら引き返す
- 家庭から出るごみ** 後始末はきちんとする。放置したり埋めたりしない。収集日当日の朝に出す

水道メーターの取り替え

計量法に基づく有効期限が満了になる水道メーターの取り替えを

巡回児童相談 今年度の岩見沢児童相談所による巡回児童相談の日程・場所については、次のとおりとなっています。相談料はかかりません。お気軽にご相談ください。

- 巡回児童相談** 今年度の岩見沢児童相談所による巡回児童相談の日程・場所については、次のとおりとなっています。
- 保健センター** 6月12日(月)、9月7日(木)、令和6年1月15日(月)
- 身体障害者福祉センター** 7月25日(火)、8月8日(火)、11月7日(火)
- 相談員** 岩見沢児童相談所(児童福祉司、福祉専門員)
- 申込期限** 各相談日の1か月前までにお申し込みください。
- 申込先** こども家庭相談室(保健センター内 子育て応援課)
- ※学校教育に関わる相談は、教育機関にご相談ください。
- 関** こども家庭相談室 Tel 23-5217

所得・課税証明書の交付について

令和5年度所得・課税証明書の交付は納税通知書の発行日以降になります。市・道民税を納付書で納付している方(普通徴収)は6月9日(金)から、勤務先の給与から引き去りとしている方(特別徴収)は5月12日(金)からの交付となります。

令和5年度統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術」デジタル社会の進展と消費者のくらし」

毎年5月は「消費者月間」です。社会のデジタル化が進むことにより、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大し

令和5年度統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術」デジタル社会の進展と消費者のくらし」

令和5年度統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術」デジタル社会の進展と消費者のくらし」

人権・困りごと・遺言書・相続登記 特設無料相談会

行います。対象となる各事業所、ご家庭には事前に文書で連絡します。取り替え期間は、5月下旬から10月下旬までを予定しています。なお、家屋の改造や取り壊しなどを予定している方は、水道企業団にお知らせください。

●**高速道路での逆走・落下物についてのお願** 現在、高速道路において逆走車および落下物が多発しています。これらは第三者等を巻き込む重大事故につながりますので、ご注意

●**人権擁護委員はみんなの街の相談役です** 人権擁護委員は、人権についての啓発活動のほか、地域の皆さんから人権に関する相談を受けるなどの活動を行っています。差別やいじめ、虐待などさまざまな相談にに応じており、内容についての秘密は守られます。

●**マイナポイントの締め切りが延長になりました** マイナポイントの申し込み期限が9月末まで延長になりました。マイナポイントの対象となるマイナポイントは、申請期限が過ぎると、最大2万円分のポイントがもらえなくなりますので、お早めにお申し込みください。

●**江部乙出張相談室** 本庁まで行かなくても身近な江部乙支所で気軽に介護や認知症の相談などができます。

●**上場株式などの配当所得・譲渡所得がある方へ** 令和4年分所得税の確定申告において上場株式などの配当所得・譲渡所得があった方は、申告書を市役所に提出することにより、市・

令和5年度所得・課税証明書の交付は納税通知書の発行日以降になります。市・道民税を納付書で納付している方(普通徴収)は6月9日(金)から、勤務先の給与から引き去りとしている方(特別徴収)は5月12日(金)からの交付となります。

令和5年度統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術」デジタル社会の進展と消費者のくらし」

毎年5月は「消費者月間」です。社会のデジタル化が進むことにより、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大し

令和5年度統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術」デジタル社会の進展と消費者のくらし」

毎年5月は「消費者月間」です。社会のデジタル化が進むことにより、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大し

マイナポイントの締め切りが延長になりました

マイナポイントの申し込み期限が9月末まで延長になりました。マイナポイントの対象となるマイナポイントは、申請期限が過ぎると、最大2万円分のポイントがもらえなくなりますので、お早めにお申し込みください。

●**江部乙出張相談室** 本庁まで行かなくても身近な江部乙支所で気軽に介護や認知症の相談などができます。

●**上場株式などの配当所得・譲渡所得がある方へ** 令和4年分所得税の確定申告において上場株式などの配当所得・譲渡所得があった方は、申告書を市役所に提出することにより、市・

令和5年度所得・課税証明書の交付は納税通知書の発行日以降になります。市・道民税を納付書で納付している方(普通徴収)は6月9日(金)から、勤務先の給与から引き去りとしている方(特別徴収)は5月12日(金)からの交付となります。

令和5年度統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術」デジタル社会の進展と消費者のくらし」

毎年5月は「消費者月間」です。社会のデジタル化が進むことにより、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大し

令和5年度統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術」デジタル社会の進展と消費者のくらし」

毎年5月は「消費者月間」です。社会のデジタル化が進むことにより、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大し